

## 長野市スタートアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内にスタートアップを集積することにより新事業（革新的な技術又はアイデアに基づく新たな事業をいう。以下同じ。）の創出及び地域経済の活性化を図るため、スタートアップが新事業を行うための経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ 新事業を既に行っている個人若しくは法人又は新たに行う個人若しくは法人であって、当該新事業の短期間での成長を目指すもの（公営企業及び非営利企業を除く。）をいう。
- (2) オフィス 個人又は法人が事業を行うための施設をいう。
- (3) コワーキングスペース等 コワーキングスペース（事務所のスペース、会議室等を共有しながら、起業を目指す者、個人事業者等がそれぞれの仕事等を行う交流型のオフィスをいう。）及びバーチャルオフィス（法人の登記のための住所の利用、郵便の受取及び電話の代行等の事業に必要な機能に係るサービスが提供されるオフィス（市長が適当と認めるものに限る。）をいう。）をいう。
- (4) 事業所 事務所及びこれに附属する建物であって、主として事業に係る管理事務を行うもの（店舗を除く。）をいう。
- (5) ビジネスコンテスト等 個人又は団体で参加する者が作成するビジネスに係るプランの審査が行われるコンテスト又は大会をいう。
- (6) 外部人材 新商品又は新技術の開発、新分野への進出、販路の開拓その他の売上げの向上を図る取組を行う者のうち、スタートアップが第7第1項の規定による認定を受ける日において、当該スタートアップで雇用等が行われていないものをいう。
- (7) 雇用等 人材を雇用し、又は人材に業務を委託することをいう。
- (8) スタートアップオフィス賃貸借等事業 スタートアップが新事業を行うための市内の事業所に係るオフィスの賃貸借契約又はコワーキングスペース等の利用契約を締結し、及び当該オフィス又はコワーキングスペース等を継続的に利用する事業をいう。
- (9) スタートアップ外部人材活用促進事業 スタートアップが新事業を行うため、外部人材の雇用等を行う事業をいう。
- (10) スタートアップ調査研究等事業 スタートアップが新事業を行うための次に掲げる事業をいう。
  - ア 試作品等の製造若しくはウェブサイトの作成又は市場の調査をする事業
  - イ 設立の登記（会社法（平成17年法律第86号）第911条から第914条までに

規定にする設立の登記をいう。以下同じ。)又は定款の認証(同法第30条に規定する公証人の認証をいう。)をする事業

ウ 司法書士、弁理士、税理士その他市長が適当と認める専門資格を有する者(以下「専門資格者」という。)に依頼又は相談をする事業

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすスタートアップとする。

(1) 第6第2項の規定による認定の申請(以下「認定の申請」という。)を行う日において、次のアからオまでのいずれかに該当する個人又は法人であること。

ア 開業等届(所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出をいう。以下同じ。)に係る開業の日以後の期間が5年未満の個人であって、新事業を既に行っているもの又は新たに行うもの

イ 開業等届を提出し新事業を行う個人が当該新事業を行うために設立し、当該新事業を既に行っている法人又は新たに行う法人(以下「法人成り後の法人」という。)であって、当該個人の開業等届に係る開業の日以後の期間が5年未満のもの

ウ 設立の登記を行った日以後の期間が5年未満の法人であって、新事業を既に行っているもの又は新たに行うもの(法人成り後の法人を除く。)

エ 事業を行っていない個人であって、認定の申請をする日後に新事業を新たに行うもの

オ その他市長がスタートアップとして適当と認める個人又は法人

(2) 認定の申請を行う日において、新事業を行う市内の事業所に係るオフィス又はコワーキングスペース等の利用をしていること(当該利用をしていない場合にあっては、認定の申請を行う日から起算して2か月以内に当該利用を始めること。)

(3) 国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、株式会社日本政策金融公庫(株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第1条に規定する株式会社日本政策金融公庫をいう。)その他市長が別に定める公的機関等の主催又は共催により開催されるビジネスコンテスト等(市長が適当と認めるものに限る。)に出場をしたことがある又は出場を予定していること。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) その代表者、役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係者(長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。)その他市長が適当でないと認める者でないこと。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同

条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業を営む者でないこと。

(補助事業、対象経費、対象期間及び補助率等)

第4 補助事業はスタートアップオフィス賃貸借等事業、スタートアップ外部人材活用促進事業及びスタートアップ調査研究等事業とし、補助金の交付の対象となる経費(消費税、地方消費税額その他の市長が適当でないと認める経費を除く。以下「対象経費」という。)、対象経費に係る期間(以下「対象期間」という。)及び補助率は別表第1のとおりとする。

2 対象経費(スタートアップオフィス賃貸借等事業及びスタートアップ外部人材活用促進事業に係るものに限る。)に係る補助金の額は、日割りその他市長が適当と認める方法により計算する額を用いるものとする。

3

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、一の交付対象者(既に補助金の交付を受けた者と同一の者であると市長が認める者を含む。以下この項において同じ。)につき、別表第1に掲げる補助事業の事業区分ごとに1回を限度とする。ただし、交付対象者が既に補助金の交付を受けた補助事業に係る新事業と異なる新事業を行う場合(市長が適当でないと認める場合を除く。)は、この限りでない。

5 第7第1項の規定による認定を受けた者(当該認定を受けた者と同一の者であると市長が認める者を含む。)が、当該認定を受けた補助事業及び対象経費に係る補助金の交付を複数年度にわたり受ける場合は、前項の規定は適用しないものとする。

(補助金の交付の制限)

第5 この補助金を交付することができない場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 対象経費に対して、国又は地方公共団体からこの補助金以外の助成金、交付金その他これに類する補助金を受けている場合

(2) 認定の申請(スタートアップオフィス賃貸借等事業に係る認定の申請に限る。)を行う日において、新事業を行う市内の事業所に係るオフィスの賃貸借契約又はコワーキングスペース等の利用契約の締結をしていない場合(認定の申請を行う日から起算して2月以内に当該締結をする場合を除く。)

(3) 第7第1項の規定による認定(スタートアップ外部人材活用促進事業に係る認定に限る。)を受けた日から起算して3月以内にスタートアップ外部人材の雇用等を行わない場合

(認定の申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業及び対象経費の内容について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、長野市スタートアップ支援補助金認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類及び別表第2に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 個人にあっては開業等届の写し（開業等届を提出している場合に限る。）及び住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書及び定款の写し（設立の登記をしている場合に限る。）
- (3) 市税の納付確認に関する同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（認定の決定）

第7 市長は、第6第2項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて有識者その他市長が適当と認める者から意見を聴取し、認定の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、その旨を第6第2項に規定する申請書等を提出した者に通知するものとする。  
（認定の変更等）

第8 第7第1項の規定による認定を受けた者（以下この項及び次項において「認定者」という。）は、当該認定の内容の変更をし、又は当該認定の中止若しくは廃止をしようとするとき（第10第2項に規定する場合を除く。）は、市長が別に定めるところにより、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、認定者が偽りその他不正な手段により認定を受けた場合、認定者が第9第3項に規定する提出期限までに同第9第1項及び第2項に規定する申請書等を提出しない場合その他市長が適当でないとする場合は、当該認定を取り消すことがある。

（交付申請）

第9 規則第3条に規定する申請書は、長野市スタートアップ支援補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるもののほか、別表第2に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に係る決算見込書
- (2) 個人にあっては開業等届の写し、法人にあっては登記事項証明書及び定款の写し（認定の申請をするときに市長に提出をしていない場合であって、市長が必要と認めるときに限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

（補助事業の内容の変更等）

第10 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき 長野市スタートアップ支援補助金変更承認申請書（様式第3号）及び市長が必要と認める書類
- (2) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき 長野市スタートアップ支援補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）及び市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請について、市長が補助事業の変更又は中止若しくは廃止の承認をした

場合には、第7第1項の規定による認定もこれに伴い変更がされ、又は中止若しくは廃止がされるものとする。

(実績報告)

第11 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市スタートアップ支援補助金実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業実績書

(2) 対象経費に係る支出の事実が確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求書等)

第12 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市スタートアップ支援補助金交付請求書(様式第6号)によるものとする。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、長野市スタートアップ支援補助金概算払請求書(概算払用)(様式第7号)によるものとする。

(補助金の返還)

第13 規則第14条に定めるもののほか、補助事業の開始後3年以内に当該補助事業に係る新事業の停止、中断その他の市長が別に定める行為をした場合は、助成金額に100分の50を乗じて得た額を限度として、これを返還させることがある。ただし、市長がやむを得ないと認める事情がある場合を除く。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

(長野市スタートアップ企業オフィス家賃支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 長野市スタートアップ企業オフィス家賃支援事業補助金交付要綱(令和3年長野市告示第657号)は、廃止する。

(長野市スタートアップ企業オフィス家賃支援事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の長野市スタートアップ企業オフィス家賃支援事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により補助金の交付を受けている者は、この要綱の相当規定によりスタートアップオフィス賃貸借等事業に係る補助金の交付を受けている者とみなす。この場合において、その交付を受けている者とみなされる者のスタートアップオフィス賃貸借等事業に係る補助金の対象期間は、別表第1の規定にかかわらず、旧要綱の規定により交付を受けた補助金に係る残存期間とする。

別表第1（第4関係）

事業区分	対象経費	対象期間	補助率
スタートアップオフィス賃貸借等事業	市内の事業所に係るオフィスの家賃又はコワーキングスペース等の利用料（当該事業所に係る敷金、礼金及び共益費を除く。）	スタートアップオフィスの賃貸借等事業を開始する日又は第7第1項の規定による認定を受ける日のいずれか遅い日から1年を経過する日（以下「1年経過日」という。）まで	対象経費に10分の10を乗じて得た額以内。ただし、1年につき、オフィス家賃の場合にあっては50万円、コワーキングスペース等の利用料の場合にあっては50万円を限度とする。
		1年経過日から1年を経過する日まで	対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、1年につき、オフィス家賃の場合にあっては50万円、コワーキングスペース等の利用料の場合にあっては50万円を限度とする。
スタートアップ外部人材活用促進事業	外部人材に係る給与、報酬若しくは謝礼金（交通費を含む。）又は業務委託費	スタートアップ外部人材活用促進事業を開始する日から6月を経過する日まで	対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、1月につき27万円を限度とする。
スタートアップ調査研究等事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 試作品の製造若しくはウェブサイトの作成又は市場調査に要する費用（謝礼を含む。）</li> <li>2 設立の登記に係る登録免許税（登録免許税法（昭和42年法律第35号）に規定する登録免許税をいう。）又は定款の認証に係る手数料に相当する費用</li> <li>3 専門資格者への依頼又は相談に係る費用</li> </ol>	第7第1項の規定による認定を受ける日から当該認定を受ける日の属する年度の3月31日まで	対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、合計で30万円を限度とする。

別表第2（第5、第8関係）

事業区分	認定申請時	交付申請時
スタートアップオフィス賃貸借等事業	1 事業所の平面図及び位置を示す図面（市長が適当と認めるものに限る。）	1 事業所の賃貸借契約書又は利用契約書の写し 2 市税の納付確認に関する同意書（補助金の交付の申請を行う年度が第7第1項の規定による認定を受けた年度と異なる場合に限る。）
スタートアップ外部人材活用促進事業	1 外部人材の雇用等をするに当たって、利用する人材マッチングサービス（職業の紹介、求人及び求職に係る情報の提供、副業及び兼業に係る業務の受注及び発注に係る情報の提供等により、企業と人材とを仲介する事業をいう。）の概要（当該人材マッチングサービスの利用による雇用等の実績が確認できるものに限る。）又は当該外部人材が第三者による推薦を受けたことが確認できる書類 2 外部人材に係る経歴等が確認できる書類（認定の申請時に提出することができる場合に限る。）	1 外部人材の雇用等をしていることが確認できる書類の写し 2 外部人材に係る経歴等が確認できる書類（認定の申請時に提出していない場合に限る。） 3 市税の納付確認に関する同意書（補助金の交付の申請を行う年度が第7第1項の規定による認定を受けた年度と異なる場合に限る。）
スタートアップ調査研究等事業	1 スタートアップ調査研究等事業に係る経費の見込額が確認できる書類 2 スタートアップ調査研究等事業に係る経費の見込額の算出根拠を証明する書類	